

長期にわたる頻回の精神科デイ・ケア等の適正化

骨子【Ⅲ－３（３）】

第１ 基本的な考え方

長期にわたって頻回にデイ・ケア等（※１）を利用している患者について、より自立した生活への移行を促す観点から、算定要件の見直し等を行う。

（※１）精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア及び精神科デイ・ナイト・ケア

第２ 具体的な内容

１． １年以上継続して頻回に実施する場合の算定要件の見直し

精神保健福祉士による患者の意向の聴取等、一定の要件を満たす場合に限り、週４日以上の日数でのデイ・ケア等の算定を可能とする。

２． 精神科デイ・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び精神科ナイト・ケアの評価の適正化

３年以上継続してデイ・ケア等を利用している者が、週４日以上算定する場合には、週４日目以降に算定する点数を逡減する。（ただし、精神疾患による１年以上の長期入院歴を有する患者を除く。）

現 行	改定案
【精神科デイ・ケア】	【精神科デイ・ケア】
【精神科デイ・ナイト・ケア】	【精神科デイ・ナイト・ケア】
【精神科ナイト・ケア】	【精神科ナイト・ケア】
【精神科ショート・ケア】	【精神科ショート・ケア】

注 デイ・ケア等を最初に算定した日から1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。

注 デイ・ケア等を最初に算定した日から1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定できるのは特に定める場合に限る。

【特に定める場合】

以下を全て満たすこと。

- ① 週3日を超えるデイ・ケア等の提供が医学的に特に必要と判断されること
- ② 精神保健福祉士が聴取した患者の意向に沿った診療計画に基づいて実施されること
- ③ 当該保険医療機関において、デイ・ケア等の提供が週3日を超える患者の割合が8割未満であること

注 デイ・ケア等を最初に算定した日から3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期入院歴を有する患者を除き、週4日目以降、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。(※2)

(※2) 精神科ショート・ケアを除く。